

審　查　基　準

処　分　名	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可
根拠法令及び条項	港湾法第37条第1項(港湾区域内の工事等の許可)
法　令　番　号	昭和25年法律第218号
審　查　基　準	<p>1 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるものでないこと。</p> <p>2 港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。</p> <p>3 法第37条第2項の規定に適合すること。</p> <p>4 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。</p> <p>5 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えるものでないこと。</p> <p>6 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>7 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。</p> <p>8 周辺の船舶航行に支障を与えるものでないこと。</p> <p>9 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えるものでないこと。</p> <p>10 その他周辺に特に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>11 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>12 その他、行為の期間、場所、面積、数量、方法等が適正であること。</p> <p>13 港湾区域内の水域又は公共空地を占用するにあっては以下の以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1)衛生上支障がないこと。</p> <p>(2)他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがないと認められること。</p> <p>(3)公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがないと認められること。</p> <p>(4)暴力団の利益となると認められないこと。</p> <p>(5)本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがないこと。</p> <p>(6)興行又は展示会その他これに類する催しに伴い港湾区域内の水域又は公共空地を占用する場合にあっては、港湾施設の利用許可(愛知県港湾管理条例第8条)の審査基準を満たすこと。</p> <p>(7)その他管理上支障がないと認められること。</p>